八五・四二	集積回路		
	集積回路		
八五四二・三一	プロセッサー及びコントローラー（記憶素子、コンバーター、論理回路、増幅器、クロック回路、タイミング回路その他の回路と結合してあるかないかを問わない。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八五四二・三二	記憶素子	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八五四二・三三	増幅器	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八五四二・三九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八五四二・九〇	部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八五・四三	電気機器（固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）		
八五四三・一〇	粒子加速器	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八五四三・二〇	信号発生器	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八五四三・三〇	電気めっき用、電気分解用又は電気泳動用の機器	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八五四三・七〇	その他の機器	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八五四三・九〇	部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八五・四四	電気絶縁をした線、ケーブル（同軸ケーブルを含む。）その他の電気導体（エナメルを塗布し又は酸化被膜処理をしたものを含むものとし、接続子を取り付けてあるかないかを問わない。）及び光ファイバーケーブル（個々に被覆したファイバーから成るものに限るものとし、電気導体を組み込んであるかないかを問わない。）		
	巻線		
八五四四・一一	銅のもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八五四四・一九	その他のもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八五四四・二〇	同軸ケーブルその他の同軸の電気導体	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八五四四・三〇	点火用配線セットその他の配線セット（車両、航空機又は船舶に使用する種類のものに限る。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
	その他の電気導体（使用電圧が一、〇〇〇ボルト以下のものに限る。）		
八五四四・四二	接続子を取り付けてあるもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八五四四・四九	その他のもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八五四四・六〇	その他の電気導体（使用電圧が一、〇〇〇ボルトを超えるものに限る。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八五四四・七〇	光ファイバーケーブル	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八五・四五	炭素電極、炭素ブラシ、ランプ用炭素棒、電池用炭素棒その他の製品で黒鉛その他の炭素のもの（電気的用途に供する種類のものに限るものとし、金属を取り付けてあるかないかを問わない。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	

八五・四六	がい子（材料を問わない。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八五・四七	電気機器の電気絶縁用物品（成形中に金属製のさ細な部分（例えば、ねじを切つたソケット）を専ら組立てのため組み込んだものを含み、絶縁材料製のものに限るものとし、第八五・四六項のがい子を除く。）並びに電線用導管及びその継手（卑金属製のもので絶縁材料を内貼りしたものに限る。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八五・四八	一次電池又は蓄電池のくず、使用済みの一次電池及び蓄電池並びに機器の電気式部分品（この類の他の項に該当するものを除く。）		
八五四八・一〇	一次電池又は蓄電池のくず並びに使用済みの一次電池及び蓄電池	ＣＴＨ	
八五四八・九〇	その他のもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
第八六類	鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器（電気機械式のものを含む。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
第八七類	鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品		
八七・〇一	トラクター（第八七・〇九項のトラクターを除く。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八七・〇二	一〇人以上の人員（運転手を含む。）の輸送用の自動車	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八七・〇三	乗用自動車その他の自動車（ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したものに限るものとし、第八七・〇二項のものを除く。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八七・〇四	貨物自動車	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八七・〇五	特殊用途自動車（例えば、救難車、クレーン車、消防車、コンクリートミキサー車、道路清掃車、散水車、工作車及びレントゲン車。主として人員又は貨物の輸送用に設計したものを除く。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八七〇六・〇〇	原動機付きシャシ（第八七・〇一項から第八七・〇五項までの自動車用のものに限る。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八七・〇七	車体（運転室を含むものとし、第八七・〇一項から第八七・〇五項までの自動車用のものに限る。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八七・〇八	部分品及び附属品（第八七・〇一項から第八七・〇五項までの自動車のものに限る。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八七・〇九	自走式作業トラック（工場、倉庫、埠頭又は空港において貨物の短距離の運搬に使用するものに限るものとし、持上げ用又は荷扱い用の機器を装備したものを除く。）及び鉄道の駅のプラットホームにおいて使用する種類のトラクター並びにこれらの部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八七一〇・〇〇	戦車その他の装甲車両（自走式のものに限るものとし、武器を装備しているかいないかを問わない。）及びその部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八七・一一	モーターサイクル（モペットを含むものとし、サイドカー付きであるかないかを問わない。）、補助原動機付きの自転車、サイドカー付きであるかないかを問わない。）及びサイドカー	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八七一二・〇〇	自転車（運搬用三輪自転車を含むものとし、原動機付きのものを除く。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八七・一三	身体障害者用又は病人用の車両（原動機その他の機械式駆動機構を有するか有しないかを問わない。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八七・一四	部分品及び附属品（第八七・一一項から第八七・一三項までの車両のものに限る。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	